

(別紙)

2025年2月12日

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
共同研究契約における改正について

平素より本機構との産学官連携につきまして、ご理解及びご協力を賜り深く感謝申し上げます。

本機構が行う「共同研究」では、地域社会・産業界における研究開発をより一層促進するため、民間企業等の皆さまと共同研究を推進してきました。

おって令和2年6月には、文部科学省及び経済産業省で、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（追補版）」が策定され、共同研究の推進に向けた方策が示されました。その中では、研究者の「知」に対する価値付けの導入など共同研究の実施におけるコスト計算の見直しを行うとともに、適切な費用負担を産業界に求めることが提唱されています。

これを受け、国内の多くの大学においては、産学官による共同研究の拡大・深化に向けた整備が既に行われており、本機構においても共同研究に係る必要経費に研究者の学術的知見等に応じた対価を「知的貢献費」として新たに導入することとし、間接経費等についても見直しを図ることとしました。

併せて、既納の共同研究費について残余が生じた場合に返還しないこと、共同研究で発生する特許出願費用の全てを企業等側にご負担いただくことに改正させていただきます。

企業等の皆様におかれましては、今般の趣旨に関しましてご理解及びご協力を賜り、ご賛同を得て進めてまいる所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○改正点

(1) 知的貢献費の導入

本機構職員の学術的知見や技術の価値への対価として、共同研究への貢献の度合いに基づき、企業等の皆様と協議し、ご賛同を得た上で計上いただく経費です。

○積算方法 「1時間単価」×「想定時間」

基準単価（税込 基準単価を超えた設定も可）

教授 6,600円、准教授・講師 5,500円、助教 4,400円

※教員以外の職員が関与する場合にも、下記の単価を参照ください。

技術職員 4,400円 URA等その他の職種 別途協議

○知的貢献費は、原則として当該研究者に配分され、研究者の研究領域に関連する研究に幅広く使用させていただきます。

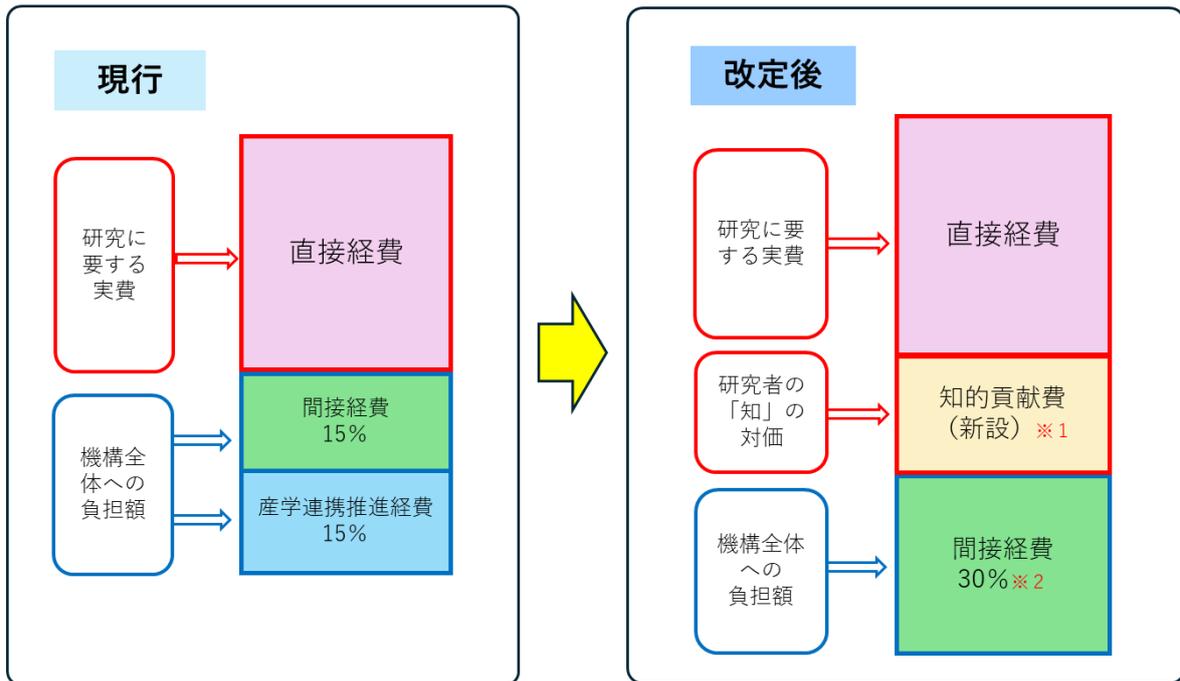
(2) 間接経費率の改定、及び産学官連携推進経費の廃止

これまでの間接経費（15%）と産学官連携推進経費（15%）を間接経費のみに一本化します。（産学官連携推進経費は廃止）

間接経費率は、「直接経費と知的貢献費の合計」の30%に相当する額とします。

(以下イメージ図参照)

共同研究規程の改定前後のイメージ



*1 知的貢献費は個別に算出

*2 間接経費は、15%→30%に変更（直接経費+知的貢献費の合計×30%）
産学官連携推進経費は廃止

(3) 既納共同研究費の返還廃止

従来からの既納の共同研究員受入料と間接経費は、返還していないことに加え、直接経費と新たに導入する知的貢献費についても返還しないこととします。

(4) 特許出願費用の企業等側負担

共同研究で発生した知的財産権に係るにおける出願手続き及び権利保全に要する費用は、持分に関わらず企業等側の負担とさせていただきます。

○適用時期

令和7年4月1日以降の契約に適用します。